

学校法人 二階堂学園 日本女子体育大学附属二階堂高等学校

介護職員初任者研修（通学）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

学校法人 二階堂学園

東京都世田谷区北烏山8丁目19番1号

（目的）

第2条

当法人の「個性の育成と共に社会有為の女性を養成する」という理念を生かし、福祉を通して社会に貢献できる生徒を育てる。

（実施形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

学校法人 二階堂学園 日本女子体育大学附属二階堂高等学校

介護職員初任者研修事業（通学）

（年度事業計画）

第5条 令和3年度の研修事業は、次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和3年4月～令和4年3月	20名
	合 計	20名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする。

学校法人 二階堂学園 日本女子体育大学附属二階堂高等学校

保健福祉コース2年在学者

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。（金額は全て税込み。）

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回	受講料	67,400円	80,000円	一括納入	受講開始前日まで
	実習謝礼	6,000円			
	テキスト代	6,600円			

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト名	出版社名
第1回	『介護職員初任者研修課程テキスト』	日本医療企画

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第12条 実習は別紙「実習施設一覧」の施設において実施する。

(募集手続)

第13条 募集手続は次のとおりとする。

令和3年4月10日までに申込用紙に必要事項を記入の上、申し込む。

(科目の免除)

第14条 科目の免除についてはこれを認めない。

(修了の認定)

修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないとして評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するよう支援する。
- (2) 実習に関する評価は、実習レポートに基づき行う。
- (3) 筆記試験は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。
- (4) 修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、筆記試験及び実技試験の修了評価がC以上の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて

補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

評価基準（100点を満点とする）

A = 90点以上、B = 80～89点、C = 70～79点、D = 70点未満

（研修欠席者の扱い）

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。
また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。

（補講の取扱い）

第17条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講は他の事業者の実施する補講を受講することとし、受講にかかる費用については、他の事業者が定める金額を、受講者が負担することとする。

原則として、補講できる単位は「項目」であるが、「科目」の内容（実施方法含む。）及び時間数が同一の場合は、「科目」ごとに補講できるものとする。

（受講の取り消し）

第18条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

- （1）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- （2）研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- （3）学校法人 二階堂学園 日本女子体育大学附属二階堂高等学校を退学した者

（修了証明書の交付）

第19条 第15条により修了を認定された者には、当法人において東京都介護員養成研修事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

（修了者管理の方法）

第20条 修了者管理については、次により行う。

- （1）修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- （2）修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行手数料は無料とする。

（公表する情報の項目）

第21条 東京都介護員養成研修事業実施要綱7に規定する情報の公表に基づき、当法人の日本女子体育大学附属二階堂高等学校のホームページ（URL：<https://nikaido.ed.jp/>）において開示する内容は、以下のとおりとする。

（1）研修機関情報

法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数（専任・兼任別）

（2）研修事業情報

研修概要（対象、研修スケジュール、定員、実習の有無、研修受講手続、費用、留

意事項)、研修カリキュラム(科目別シラバス)、修了評価(評価方法、評価者、再履修の基準)、実績情報(過去の研修実績回数、研修修了者数)、連絡先等(申込み先、資料請求先、苦情対応部署の連絡先)

(研修事業執行担当部署)

第22条 本研修事業は当法人日本女子体育大学附属二階堂高等学校保健福祉コースにて執行する。

(その他留意事項)

第23条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：日本女子体育大学附属二階堂高等学校

保健福祉コース受講生担当窓口 電話03-3322-9152

(2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第24条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和3年1月27日から施行する。